

文京区自動車燃料費助成事業実施要綱

制定	平成22年2月 1日	21文福障第1880号
改正	平成22年4月21日	22文福障第 134号
改正	平成28年3月16日	27文福障第2734号

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者等が日常生活で利用する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車であつて、同法第3条に規定する普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車（二輪のものを除く。）をいう。）の運行に必要な燃料費の一部を助成することにより、外出困難な心身障害者等の積極的な社会参加に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する心身障害者等であつて、自己又は自己と生計を一にする区内に住所を有する家族（以下「家族」という。）の所有する自動車（以下「所有自動車」という。）を自ら又は家族が運転して自己の日常生活の用に供しているものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 視覚障害を有する者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する障害の程度（以下「障害の程度」という。）が1級又は2級のもの
 - イ 下肢又は体幹に障害を有する者で、障害の程度が1級から3級までのもの
 - ウ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓機能の障害を有する者で、障害の程度が1級又は2級のもの
 - エ 移動機能障害を有する者で、障害の程度が1級又は2級のもの
 - オ 平衡機能障害を有する者で、障害の程度が3級のもの
 - カ 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症にり患している者
- (2) 東京都愛の手帳交付要綱（42民児精発第58号）第5条第1項の規定により愛の手帳の交付を受けた者で、知的障害の程度が1度又は2度のもの
- (3) 文京区心身障害者等福祉手当条例施行規則（昭和49年3月文京区規則第11号。以下「規則」という。）別表に規定する特殊疾病にり患し、かつ、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東

京都規則第94号。以下「都規則」という。)第7条第1号に規定する重症認定患者等であるもの

- (4) 前3号に掲げる障害の程度と同程度以上で、区長が特に必要があると認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号のいずれかに該当する者(当該者が第5条の規定により申請した日の属する年度の4月1日において満20歳未満である場合において、主としてその者の生計を維持する扶養義務者(民法(明治31年法律第9号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。)があるとき又は控除対象配偶者であるときは、当該扶養義務者又は配偶者)の前々年の所得(1月から3月までに第5条の規定による申請を行う場合にあっては、当該申請を行った日の属する年の3年前の年の所得とする。)が、所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則第3条で定める額を超えるときは、助成の対象としない。
- 3 前項に規定する所得の範囲及び額の計算方法については、規則第4条及び第5条の規定を準用する。

(福祉タクシー利用券と併給禁止)

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、区長は、文京区福祉タクシー事業実施要綱(52文福福発第406号)の規定により文京区福祉タクシー利用券の交付を受けている者(以下「福祉タクシー利用券受給者」という。)は対象者とししない。

- 2 区長は、福祉タクシー利用券受給者が当該受給年度の途中においてこの要綱による助成に切り替えるときは、未使用の福祉タクシー利用券の返還を求め、返還した額を限度として助成する。

(助成限度額)

第4条 この要綱による助成金の額は、自動車燃料の購入を証する領収書で確認できる支払済額とし、年額32,400円を限度とする。

(助成申請)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、文京区自動車燃料費助成申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第1項第1号に規定する身体障害者手帳、同項第2号に規定する愛の手帳又は都規則第7条に規定する医療券
- (2) 所有自動車を運転する者の自動車運転免許証
- (3) 所有自動車に係る自動車検査証若しくは軽自動車届出済証又は自動車税減免決定通知書(当該決定通知書に代わる書類を含む。)

(助成決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、助成を決定したときは文京区自動車燃料費助成決定通知書(別記様式第2号)により、

助成しないことを決定したときは文京区自動車燃料費助成不承認決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知する。

（助成期間）

第7条 区長は、第5条の規定による申請に係る年度において当該申請日の属する月から助成を受けるべき事由のなくなった日の属する月までの自動車燃料費につき助成する。ただし、当該年度の前年度の3月末日現在において第6条の規定により助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）又は福祉タクシー利用券受給者のいずれかに該当するものについては、当該申請日にかかわらず、4月分から助成する。

（助成金の請求）

第8条 受給者は、文京区自動車燃料費助成金請求書（別記様式第4号）に自動車燃料の購入を証する領収書を添えて4月、7月、10月及び翌年1月（以下「請求月」という。）の初日から15日までの間に、前3月分の助成金を区長に請求するものとする。ただし、請求月の請求期限までに請求できないことにつき特別な理由があると区長が認めるときは、この限りでない。

2 受給者が死亡した場合において助成金の未払いがあるときは、当該者と生計を一にしていた者は、当該未払い分につき助成金を請求することができる。

（助成金の交付）

第9条 区長は、前条の規定により請求があったときは、速やかに内容を審査し、助成金を交付する。

（届出義務）

第10条 受給者又は受給者の家族は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに文京区自動車燃料費助成異動届（別記様式第5号。以下「異動届」という。）により区長に届け出なければならない。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第5条の規定による申請内容に異動があったとき。
- (3) 死亡したとき。

（添付書類の省略）

第11条 区長は、この要綱の規定により申請書又は異動届に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（調査等）

第12条 区長は、受給者に対し、必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

（受給資格の消滅）

第13条 受給者が第2条に規定する要件に該当しなくなったときは、受給資格は消滅する。

2 区長は、前項の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、文京区自動車燃料費助成受給資格消滅通知書（別記様式第6号）により当該受給者であった者に通知する。

（助成決定の取消し）

第14条 区長は、受給者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、区長は、当該助成決定を取り消すことができる。

2 前項の規定による助成決定の取消しをしたときは、文京区自動車燃料費助成取消通知書（別記様式第7号）によりその旨を受給者に通知する。

（助成金の返還）

第15条 区長は、前条の規定により助成の決定を取り消す場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、決定の日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱による助成の申請に関し必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。